



各 位



平成 28 年 5 月 24 日

会社名 価値開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 高倉 茂
(コード番号 3010 東証第2部)
問合せ先 取締役管理本部長 本谷 吉生
(TEL:03-5822-3010)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議いたしました。併せて、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 142 回定時株主総会に株式併合についての議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を変更(1,000 株から 100 株に変更)することといたしました。併せて、単元株式数の変更後においても、当社株式の投資単位(1 売買単位当たりの価格)を証券取引所が望ましいとしている水準(5 万円以上 50 万円未満)にするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合(10 株を 1 株に併合)を実施するものであります。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の内容

当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(2) 変更予定日

平成28年10月1日

(3) 変更の条件

平成28年6月29日開催予定の第142回定時株主総会において、「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成28年3月31日現在)	133,775,413株
株式併合により減少する株式数	120,397,872株
株式併合後の発行済株式総数	13,377,541株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合の併合割合に基づき算出した理論値であります。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額が10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(2) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 株式併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数 (構成比)	所有株式数 (構成比)
全株主	7,073名 (100.00%)	133,775,413株 (100.00%)
10株未満所有株主	86名 (1.22%)	155株 (0.00%)
10株以上所有株主	6,987名 (98.78%)	133,775,258株 (100.00%)

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様86名(所有株式数の合計155株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社又は後記の当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

(4) 併合の条件

平成28年6月29日開催予定の第142回定時株主総会において、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更を行う理由

「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものであります。なお、会社法第182条第2項及び第195条第1項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに、本定款変更を行います。

(2) 変更の内容 (下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4億2,000万株</u> とする。	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,200万株</u> とする。
第7条 (1単元の株数) 当社は、 <u>1,000株</u> をもって株式の1単元とする。	第7条 (1単元の株数) 当社は、 <u>100株</u> をもって株式の1単元とする。

(3) 変更予定日

平成28年10月1日

4. 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の日程

取締役会決議日	平成28年5月24日
定時株主総会決議日	平成28年6月29日(予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成28年10月1日(予定)
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日(予定)
定款一部変更の効力発生日	平成28年10月1日(予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係上、平成28年9月28日をもって、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

【ご参考】単元株式数の変更と株式併合に関するQ&A

Q1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。当社においては、1,000株から100株への単元株式数の変更を行うことを予定しております。

Q2 株式併合とはどのようなことですか。

A2 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当社においては、10株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

Q3 なぜ、単元株式数の変更と株式併合を実施するのですか。

A3 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株へ変更することとしたものです。

一方で、全国の証券取引所では、望ましいとする投資単位(1売買単位当たりの価格)の水準を5万円以上50万円未満と定めています。当社が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから同時に株式併合(10株を1株に併合)を実施し、当社株式の投資単位を適切な水準に調整しようとするものです。

Q4 株主の所有株式や議決権はどのようになるのですか。

A4 所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。株主様の所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。)となります。また、議決権は併合後の所有株式数100株につき1個となります。当社では単元株式数の変更に合わせて株式併合を実施するため、所有株式数は減少しますが議決権数については変動いたしません。具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生の前後で、所有株式数及び議決権数は下記のとおりとなります。

(例)

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	6,000株	6個	600株	6個	なし
例②	3,500株	3個	350株	3個	なし
例③	304株	なし	30株	なし	0.4株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数(以下「端数株式」といいます。)が生じた場合(上記の例③、④のような場合)は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前の所有株式数が10株未満の株主様(上記の例④のような場合)は、株式併合により全ての所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫びを申しあげますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。なお、端数株式の発生する株主様は、株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社又は後記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

Q 5 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 5 株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化がないためです。所有株式数は併合前の10分の1となり例えば1,000株お持ちの株主様の株数は100株になりますが、1株当たりの純資産額が併合前の10倍となります。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。なお、端数が生じる場合の処理については上記Q 4をご参照下さい。

Q 6 具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 6 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 29 日：定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 27 日：単元株式数 1,000 株単位での売買最終日

平成 28 年 9 月 28 日：当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更
：株価に株式併合の効果が反映

平成 28 年 10 月 1 日：単元株式数の変更と株式併合の効力が発生

Q 7 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 7 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は下記の株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)